



Title	民事訴訟法九一条の構造・再考（四）
Author(s)	高原, 知明
Citation	阪大法学. 2023, 73(1), p. 37-50
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/91513">https://doi.org/10.18910/91513</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 民事訴訟法九一条の構造・再考（四）

高原 知 明

はじめに

第一章 民事訴訟法九一条沿革

第一節 明治民法二二四條——当事者の承諾又はこれに代わる裁判長の許可

第二節 明治三六年草案

第三節 大正民法一五一条までの道程

第一款 出発点——明治三六年草案二五二條

第二款 起案会案——当事者の意思に関する文言の脱落及び考えられる理由

第三款 起草委員会案——「裁判長ノ許可」文言の脱落及びその経緯

第四款 民事訴訟法中改正法律（大正一五年法律第六一號）の成立等

第四節 昭和三年法律第一四九号による大正民法一五一条の改正等

第一款 改正の内容——当時の現行規定、改正案、改正後の溶け込み規定

第二款 立案担当者の説明

第三款 改正に至る経緯・素描

第四款 その後の形式的改正

- 第五節 民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）による同法九一条の規定
- 第六節 第一章の総括（以上、七一巻五号）
- 第二章 論点の整理——伝統的見解の構造を踏まえて
  - 第一節 本章での検討内容
  - 第二節 昭和三〇年前後における学説の大正民法一五一条の構造理解——兼子説と菊井・村松説
    - 第一款 兼子説の構造
    - 第二款 菊井・村松説の構造
  - 第三節 伝統的見解の問題点等
    - 第一款 制度趣旨の一元的理解自体の問題
    - 第二款 内在的原因による議論の欠落
    - 第三款 実質的問題——訴訟当事者等の利益の過少保護のおそれ
    - 第四款 訴訟記録の電子化に伴う訴訟記録閲覧権の事実上の縮減可能性
    - 第五款 類型的検討の必要（以上、七二巻一号）
  - 第四節 訴訟当事者からの閲覧請求があった場合
    - 第一款 「訴訟記録」の意義
    - 第二款 改正法九一条の二第二項等という「当事者」の意義
    - 第三款 電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義等
    - 第四款 改正法九一条の二第四項において準用する改正法九一条五項の解釈（以上、七二巻二号）
  - 第五節 利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があった場合
    - 第一款 「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」の対立的把握の必要性
    - 第二款 非当事者としての「利害関係を疎明した第三者」の意義
    - 第三款 第三者の閲覧を許可すべき場合
    - 第四款 第三者の閲覧を拒絶すべき場合

第五款 当事者の同意手続等

第六款 補論——第三者による電磁的訴訟記録の「閲覧」と「複写」等

第七款 小括（以上、本号）

第六節 訴訟当事者等以外の一般第三者からの閲覧請求があった場合

第三章 新たな構造理解に基づく訴訟記録閲覧等制度の提示等

むすびに代えて

## 第二章 論点の整理——伝統的見解の構造を踏まえて（承前）

第五節 利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があった場合<sup>(92)</sup>

本節でも、前節に引き続き、改正法九一条の二及び改正法九一条の三の規定を検討素材として論点を整理していくこと<sup>(93)</sup>としたい。

電磁的訴訟記録の「閲覧」権者には制限がなく、その複写、正謄抄本の交付、訴訟に関する証明書の交付、録音テープやビデオテープの複製等をする事は「当事者」及び「利害関係者」と規定されている。このことは、民事訴訟法九一条や非電磁的訴訟記録に関する改正法九一条と同じである。条文は「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを並列的に規定する<sup>(94)</sup>ため、従来、両者の区別は意識的になされてこなかったが、第一章で明らかにしたとおり、民事訴訟法九一条の前身規定としての大正民法一五一条（昭和二三年法律第一四九条による改正前のものである。本節では、特段断らない限り同改正前の条文をいう。）の規定は、「当事者」と「利害関係を疎明した」第三者との対立構造を前提とした両者の利害調整の趣旨を含んでいた。この趣旨が昭和二三年法律第一四九号による大正民法一五一条の改正や平成八年の民事訴訟法制定を通じて否定されていないと考える限り、利害関係の存在を主

張する第三者からの閲覧請求があつた場合の扱いは、前節で検討した当事者間の利害調整とは理論上区別する必要がある。

第一款「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」の対立的把握の必要性

我が国において、当事者公開の概念に関する研究はあまり活発でないが、ZPOにおける当事者公開原則 *Prinzip der Öffentlichkeit*<sup>(95)</sup>を参照しながら論じられてきたように見受けられる。ドイツにおける当事者公開の代表的論文によれば、当事者公開の原則は、訴訟の当事者が、裁判所のあらゆる行為について通知され、全ての口頭弁論・証拠調べに立ち会い、訴訟記録を閲覧する権利を有することを意味すると説明されている。また、その主体は、判決の名宛人となる当事者（本人）に限定されず、補助参加人及び当事者（補助参加人を含む）の代理人についても妥当するという。

このような理解を出発点とすると、当事者公開原則の射程は、前節で取り上げた訴訟当事者からの閲覧請求があつた場合ということになり、利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があつた場合は射程外になる。日本法でも、明治民訴法二二四条は一項で当事者からの閲覧等、二項で第三者からの閲覧等について規定していたところ、改正作業の中で、当事者の意思や裁判長の許可に関する文言が脱落して「当事者ハ訴訟記録ノ閲覧若ハ謄写又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ訴訟ニ関スル証明書ノ交付ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得利害関係ヲ疎明シタル第三者亦同シ」という前段、後段形式の大正民訴法一五一条一項の規定に至つたものの、この経過は訴訟当事者の保護法益や条文構造を積極的に変更する政策的判断や理論的根拠の存在を示唆するものではないことなどは、本稿第一章で明らかにしたとおりである。そうすると、現行法の文言にかかわらず、「当事者」と「利害関係を疎明した

「第三者」とを対立的に把握する必要がある。これが肯定される場合、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とをどのような基準で区別するかが論点となる。

## 第二款 非当事者としての「利害関係を疎明した第三者」の意義

伝統的見解による場合、訴訟記録の「閲覧」の場面では閲覧権者の限定はない。そのため、当事者と訴訟当事者とを対立的に捉える発想は出てこなかったものと思われる。<sup>98</sup> 実務上も、閲覧請求者において一定の利害関係の疎明があればそれ以上の調査をせずに閲覧を許可し、疎明がなければ却下処分を念頭に置いて閲覧請求の全部又は一部の取下げを促すなどしてきたものと思われる。

本稿で論じるように、訴訟記録の閲覧等の場面における「当事者」と「第三者」との利害対立を見出し、民事訴訟法九一条を両者間の利害調整規定と捉えるならば、「利害関係を疎明した第三者」の範囲を「当事者」とは別に明らかにする必要がある。そして、「当事者」の訴訟記録閲覧権が当事者公開原則に由来するならば、利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があった場合には、まずは、その第三者が当事者公開原則の主体 $\parallel$ 民事訴訟法九一条という「当事者」となり得るかをまず検討することとなり、これが是認される場合には、利害関係の疎明等を問題とするまでもなく、「当事者」として閲覧が許されることとなるはずである。その第三者の「当事者」該当性が否定される場合に、続いて、当事者の意思、利害関係の有無その他の閲覧許否に関連する事情を検討して「利害関係を疎明した第三者」としての閲覧の許否等を判断するという、分節的、段階的な審理モデルが浮上してくることとなる。<sup>99</sup>

兼子『概論』にいう「当事者等」 $\parallel$ 「当事者其の他の関係人」が当事者公開原則の主体と同義と仮定すると、例

えば、利害関係の存在を主張する第三者からの訴訟記録の閲覧請求を受けた裁判所書記官としては、まず、その第三者の地位が当事者公開原則の主体であることを主張するものであるか否かを類型的に検討することになる。例えば、補助参加の申出とともに訴訟記録の閲覧を求める場合には、ドイツの見解等をひとまず肯定する限り、民事訴訟法九一条二項等という「当事者」に該当するものとして、当事者公開を制限すべき例外的事情がない限り、閲覧等を許可することになる。<sup>(10)</sup> 例えば、当事者の一方から訴訟告知を受けたというように、補助参加の申出はしていないが参加の利益を有すると主張する場合はどうか。直ちに「当事者」に該当するわけではないと解されるが、訴訟当事者双方の意思や、閲覧をしようとする第三者の利害関係の有無程度の検討結果を踏まえて、後述する要件、手続の枠内で閲覧の許否を裁量的に判断することとなる。

なお検討を要するものの、改正法九一条の二第二項等という「利害関係を疎明した第三者」に該当するとされるのは、実は限定的であるということになる可能性もあるようにみえる。<sup>(11)</sup>

### 第三款 第三者の閲覧を許可すべき場合

利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があつた場合、本稿で述べてきた民事訴訟法九一条の構造理解によれば、当事者双方がその第三者の訴訟記録閲覧に同意したときは、その閲覧を制約すべき対抗利益がないものとして、その第三者の閲覧を許可すべきものと解される。利害関係の疎明の有無を問題とすることなく、裁量的に閲覧を許可することができるか。伝統的見解による場合には難しそうであるが、本稿の構造理解によれば、裁量的許可の余地があることとなる。

当事者の一方又は双方の同意がない場合はどうか。「同意のない」場合としては、積極的に同意しない場合もあ

れば、意思能力を欠いたり所在不明等のために事実上同意が見込まれない場合もあり得る。当事者の一方又は双方の合意がないときであっても、合意しない当事者の一方又は双方の意思にかかわらず、その第三者に閲覧を許容すべき場合があるか、あるとすればどのような場合かが論点となる。

ZPO二九九条二項において、裁判長の許可を当事者双方の同意に相当するものとして規定している理由について、具体的な説明がされることはほとんどない。これを継承した日本法の議論も皆無の状況にあるが、隔地者間の訴訟において、都度当事者双方の同意を取り付ける手続が事実上困難、煩雑であった実情があったというのがあり得る推測である。二一世紀の第二四半期が目前に迫る現時点において、これに基づく同意に相当する許可の制度を残置する可能性はあるか。その必要性は相当に減少しているものの、当事者側の支障を原因として「当事者双方」の同意を取り付けられないリスクへの対応の必要はなお残ると考えることが可能であろう。この場合、閲覧の許否は、当事者の推定的意思を出発点として決するものとするのが考えられる。

当事者の一方又は双方が第三者の閲覧に反対する場合はどうか。本稿において、大正民訴法一五一条の前身の明治民訴法二二四條二項に規定されていた当事者の意思に関する文言が脱落した理由につき、筆者は、単なる語句の整理にとどまるといふ考え方（A説）、当事者の意思は裁判長の裁量判断の要素にとどまると整理した旨の考え方（B説）、明治民訴法二二四條二項の実質を改めて法的利害関係ありの疎明があれば第三者閲覧を許可してよいという新たな価値判断を採用したといふ考え方（C説）を提示した（第一章第三節第二款）。C説は現時点で入手可能な当時の説明と大きくかけ離れるのでひとまず脇に置くと、A説の考え方によれば、「当事者」に当たらない第三者からの閲覧請求に当事者の一方又は双方が反対するときに、当事者双方の意思にかかわらず、裁判所がその第三者の閲覧請求を許可するのはごく限定的であるといふ指針が導き出される。B説の考え方によれば、A説よりも

柔軟な判断の余地があると思われるものの、「当事者」に当たらない第三者からの閲覧請求に当事者の一方又は双方が反対していることは、閲覧の全部又は一部を許可しない方向に働く有力な考慮要素となるという指針が導き出される。

#### 第四款 第三者の閲覧を拒絶すべき場合

伝統的見解やそれに沿う実務は、民事訴訟法九一条一項の規定を同条二項以下の規定と切り離して一元的に適用されるものと考えられる。その結果、利害関係を疎明した第三者の閲覧を拒絶すべき場合を同条五項において明文で定める「訴訟記録の保存又は裁判所の職務に支障があるとき」と限定的に理解する。その結果、本来考慮すべき訴訟当事者側の利益が捨象されたままに許可判断に至るケースがほとんどを占める結果となり、訴訟当事者の保護に値する利益の保護が過小になる可能性は、既に触れた（第二章第三節第三款）。

これに対し、本稿のように、民事訴訟法九一条一項の二元的理解を出発点とすると、利害関係の疎明があつても、前款で検討したとおり、当事者側の対抗利益との関係で閲覧の必要性が優越するとはいえない場合に、その閲覧を拒絶すべきものと解釈することとなる。

#### 第五款 当事者の同意手続等

改正法九二条八項は、秘密保護のための閲覧等の制限に関し、補助参加等をした者（第三者）に秘密記載部分の閲覧等をさせることにつき民事訴訟法九二条一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、同条六項及び七項の規定を適用しない旨を規定している<sup>(10)</sup>。本稿で取り上げる当事者の同意手続もこれに準じて取り扱うことが考

えられる。<sup>(10)</sup>

#### 第六款 補論——第三者による電磁的訴訟記録の「閲覧」と「複写」等

当事者による電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義等について前節第三款において論じたところは、第三者の「閲覧」を許可すべき場合も同様と考えられるので、ここでは繰り返さない。

訴訟記録の閲覧等に関する現行法の規定は「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを法文上並列的に規定する。そのため、「利害関係を疎明した第三者」にも「当事者」に許容されるものと同等の電磁的記録の閲覧等ができるという思考に結びつきやすい。改正法も現行法の枠組みを踏襲しているが、その前提として「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを等価値とみて、民事裁判手続等のIT化研究会の提案では「基本的に現行法と同様の規律が提案されていた」ところ、IT化部会でも「利害関係を疎明した第三者については当事者と同等の扱いとすることに異論は少なく、インターネット閲覧・ダウンロードを認める方向である」。これに対して「利害関係のない第三者については激しい議論があり、中間試案は、結局、両論併記の形となっている」と解説される<sup>(11)</sup>。もつとも、本稿のように「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」との対立関係を見出すと、前記のような思考の維持は難しくなってくる。加えて、前節第三款において検討したように、電磁的記録の「閲覧」は非電磁的訴訟記録の「閲覧」と異なってくる可能性を踏まえて考えると、利害関係を疎明した第三者に、改正法九一条の二第一項による電磁的訴訟記録の「閲覧」を超えて、同条第四項等において電磁的訴訟記録に係る「複写」等を認める理論的根拠が問われることになる。

改正法九一条の二第二項以下の規定は、非電磁的訴訟記録の規律をそのまま電磁的訴訟記録にも妥当させようと

するが、そもそも、非電磁的訴訟記録の規律をどのように理解すべきなのか。「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを並列的、同価値的なものとみる構造自体を問い直す必要は、伝統的見解やそれに沿う実務においても論じられるべき問題である。前款までで検討した訴訟記録の「閲覧」以外の方法により訴訟記録にアクセス可能な者の範囲に関する規律は、大正民法一五一条の実質が維持されたままに現在に至っているからである。

本稿のように「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを対立的に把握する場合、電磁的訴訟記録の「閲覧」の場面のみならず、その「複写」等の場面においても、前款までに検討してきた内容と同様の規律を及ぼしていく枠組みが基本となる。すなわち、第三者が電磁的訴訟記録の「閲覧」に対する利害関係があるとしても、その電磁的訴訟記録の「複写」等も当然に許容されることにはならない。「複写」等のアクセス手段に応じて、別途可否を検討していくという枠組みを想定できる。伝統的見解によっても、訴訟記録の「閲覧」以外のアクセス方法との関係では、当事者と同様に扱う現行法を維持する見解、当事者とは異なる扱いが許容されるとの見解の両方が成り立ち得るように思われる。<sup>(106)</sup><sup>(106)</sup>

## 第七款 小括

本節では、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」との対立構造（第一章第一節、第二節、第六節）を踏まえつつ、利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があった場合に焦点を当てて、あるべき論点を整理した。その結果、以下の点が明らかとなった。

第一に、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」を並列的に規定する民事訴訟法九一条の文言にかかわらず、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」とを対立的に把握することの要否が論点となる。（第一款）

第二に、前記論点を肯定的に回答する場合、当事者公開原則の対象とならない「利害関係を疎明した第三者」の意義、範囲が論点となる。まず、利害関係の存在を主張する第三者が当事者公開原則の主体Ⅱ民事訴訟法九一条二項等にいう「当事者」となり得るかを検討し、それが否定される場合に、続いて、当事者の意思、利害関係の有無その他の閲覧許否に関連する事情を検討して閲覧の許否を判断するという分節的、段階的な審理モデルが浮上してくる。（第二款）

第三に、伝統的見解によれば利害関係の疎明の有無により第三者の閲覧許否が定まるが、本稿の民事訴訟法九一条の構造理解によれば、利害関係の疎明を問題とすることなく、当事者双方がその第三者の訴訟記録閲覧に同意すれば、閲覧を許可して差支えないこととなる。当事者の一方又は双方側の事情で当事者双方の同意が得られない場合には裁判所が同意に相当する許可をすることも可能であるが、当事者の一方又は双方の反対があると、閲覧の全部又は一部を許可しないこととなるか、許可しない方向の事情として考慮されることとなる。（第三款）

第四に、伝統的見解によれば、利害関係を疎明した第三者の閲覧を拒絶すべき場合は民事訴訟法九一条五項に該当する場合を除いてほばないが、本稿の民事訴訟法九一条の構造理解によれば、利害関係の疎明があっても、当事者の一方又は双方が反対するときは、事案によっては閲覧を拒絶すべき場合がある。（第四款）

第五に、伝統的見解とは異なり、本稿の民事訴訟法九一条の構造理解によれば、利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があつたときは、当事者の意思を確かめる必要がある。（第五款）

第六に、利害関係の存在を主張する第三者からの「閲覧」以外の方法での訴訟記録内容へのアクセスが問題となる場合には、第一の論点に対する一定内容の解答が前提となる。この点は、民事訴訟法九一条の構造につき伝統的見解に沿って理解しても同様である。（第六款）

次節では、これまでの整理を踏まえ、第三者一般からの閲覧請求があった場合にどのような点を論じる必要があるかを検討する。第四節及び前節で論じてきたところによれば、昭和二三年法律第一四九号による大正民法一五一条の改正によって人的に拡大された記録閲覧権は「当事者」のものであったのか、「利害関係を疎明した第三者」のものであったのかという論点が、次第に姿を現しつつある。

(92) 実務上は、ある訴訟の訴訟記録を第三者が利用しようとする場合、民事訴訟法九一条一項により訴訟記録を閲覧して関連部分を特定した上で、利害関係を疎明して、同条三項により当該関連部分を謄写してその目的を達することがある。

もっとも、「利害関係」の有無に關し明確な基準がないために、謄写が許されないケースも散見される。その第三者が当事者となっている訴訟が係属中であるときは、その訴訟において文書送付嘱託（民事訴訟法二二六条本文）を申し立てて、嘱託先の訴訟記録の原本又は写しの送付を受けて、同様の目的を達することもあった。本稿で検討する民事訴訟法九一条の構造論から離れるので詳論しないが、訴訟記録を開示する裁判所側からみて、訴訟外の第三者の謄写等の可否を判断するに当たり、請求ルートの違いにより基準が異なつてよいのかという問題意識はあるだろう。

(93) これらの規定は、改正法公布の日（令和四年五月二十五日）から四年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される（改正法附則一条柱書本文）。

(94) 民事訴訟法九一条二項、三項、四項後段、九一条の二第二項から第四項まで（未施行）、九一条の三（未施行）。

(95) ZPO三五七条一項は「当事者は、証拠調べに立ち会うことができる。」と規定しており、その見出しとして *Parteilichkeit* が用いられている。

(96) 戦前期のものとして、例えば、兼子『概論』二五〇頁（前掲注（50））、齋藤・中田・前掲注（17）四三六、五一五―五一六頁。なお、兼子博士が当時のドイツの当事者公開概念に沿って論じていたならば、補助参加人を「当事者」に含めておられた可能性は小さくない。前掲注（50）、（60）では補助参加人を「利害関係を疎明した第三者」の典型例として挙げたが、本文と異なる趣旨を述べることを意図したのではない。戦後の主なものとして、西村宏一「訴訟記録」民事訴訟法学会編『民事訴訟講座第二巻』（有斐閣、昭和二九年）四九三頁（第一款本文の叙述も同論文によっている）、山本

戸・前掲注（1）、木川統一郎＝生田美弥子「鑑定人の鑑定準備作業における当事者公開原則について」判例タイムズ八五六号（平成六年）三三頁（木川統一郎『民事鑑定の研究』（判例タイムズ社、平成一五年）四八三頁所収）、池邊摩依「ドイツ民事訴訟法における当事者公開原則の成立」法学雑誌六三巻一号（平成二九年）六七頁、同「ドイツ民事訴訟法における当事者公開原則の保障内容——個別問題の検討を基礎として——」法学雑誌六五巻一・二号（令和元年）三八頁。

(67) Friedrich E. Schnapp, *Parteilichkeit bei Tatsachenfeststellungen durch den Sachverständigen?*, Festschrift für Christian-Friedrich Menger, 1985, S. 557 ff.

(98) 訴訟記録の謄写、正謄抄本の交付、訴訟に関する事項の証明書の交付、録音テープやビデオテープの複製の場面では、伝統的見解によっても、「利害関係を疎明した第三者」該当性によって訴訟記録の謄写等の許否が枠付けられることとなる。第六款参照。

(99) 前款で論じた内容に照らすと、本モデルの一段目は前款で論じる内容と重なるが、現時点においては、条文の沿革等とは異なる「当事者及び利害関係を疎明した第三者」該当性が一体的に取り上げられる傾向にある状況に鑑みて、一段目をモデルに含めている。

(100) 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」では、「補助参加の申出を濫用した訴訟記録の閲覧等を防ぐための規律の在り方について、引き続き検討するものとする。」との注記があった（第一二・一（注2））。法務省民事局参事官室「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」一〇〇頁では、補助参加の申出をした者が民事訴訟法九一条等にいう「当事者」に含まれることを出発点に、一定時期までは「当事者」から除外するとの規律を導入することの要否等を引き続き検討するものとしている旨説明されていた。要綱案第一〇・四「補助参加人の記録の閲覧等」において、訴訟当事者との関係で、補助参加人が訴訟記録等の閲覧等を行うことができる時期を後ろ倒しにする趣旨の規律を加える旨の提案（前掲注（67））に基づき、改正法四五条五項として明文化された。脇村真治はか「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の解説(3) NBL二二八号（令和四年）四頁は、新法では、補助参加人のうち、補助参加をすることができる者が確定した者に限って、当事者と同じように訴訟記録の閲覧等を行うことができる」と説明している。改正法四五条五項の「当事者とみなす」の文言の意味によるが、補助参加人の位置付けが微妙に変化している可能性がある。本文記載の理解（補足説明の理解も同旨と思われる。）を出発点にすれば、改正法四五条五項の実質的機能は、

一定時期までは補助参加人を「当事者とは扱わない」ことにあるはずであるが、補助参加人は「当事者」に該当しない前提で、一定時期以降に当事者と擬制することとしたものと読む余地が出てきているように見える。

(10) 民事訴訟法九一条三項にいう「利害関係（を疎明した第三者）」の意義に関し、異論が出てきても不思議ではないが、裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案（五訂版）』（司法協会、平成二九年）七六頁は、次のようにいう。「法律上の利害関係（私法上又は公法上、あるいは財産法又は身分法上のいずれのものでも差し支えない。）であることを要するが、訴訟の結果が直ちにその者の法律関係に影響を与えるほどの直接的なものであることを要しない。例えば、訴訟に補助参加しうる第三者……訴訟告知を受けた第三者……は、通常その訴訟記録全部について利害関係を有することになる。

また、Aと訴訟中のBは、その訴訟の争点についてAが他の事件でした証言又は供述の調書について、通常法律上の利害関係を有するものと考えられる」。

(102) 改正法附則一条二号、民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和四年政令第三八九号）により、令和五年二月一日から施行されている。

(103) 改正法九二条八項にいう「同意」に関し、民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和四年最高裁判所規則第一七号）において、特段同意の形式を限定する趣旨の規定は置かれていない。

(104) 山本和彦「訴訟記録の閲覧と手数料の電子納付」山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点』（有斐閣、令和三年）九八頁。

(105) 「閲覧」とそれ以外への訴訟記録へのアクセス方法に関する大正民法一五一条に関する昭和三〇年代の学説の対立（第二章第二節）は、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」との関係に関する議論を含んでいない。

(106) その際には、当事者でない「利害関係を疎明した第三者」が「閲覧」以外の方法で訴訟記録にアクセスできる根拠が理論的に検討される必要がある。